

短期給付に係る制度改正のお知らせ

関係法令の改正に伴い、平成27年1月より以下のとおり制度改正が行われますので、お知らせします。

○「高額療養費」の所得区分の変更

高額療養費の所得区分が以下のとおり細分化されます。これにより、所得区分毎の自己限度額が変更となります。

詳細についてはホームページ [（病気やケガをしたときの「高額療養費」](#)）をご覧ください。

また、現在交付している「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」は平成27年1月1日以降は使用できませんので、必要な方は新たに交付を受けて下さい。

（限度額適用認定証（様式第13号の2））

| 旧 | | ⇒ | 新 | |
|-------|---|--------------------|----------------|---|
| 上位所得者 | A | | 標準報酬月額 83 万円以上 | ア |
| 一般所得者 | B | 標準報酬月額 53 万円～79 万円 | イ | |
| | | 標準報酬月額 28 万円～50 万円 | ウ | |
| | | 標準報酬月額 26 万円以下 | エ | |

（限度額適用・標準負担額減額認定証（様式第14号））

| 旧 | | ⇒ | 新 | |
|------|---|----|------|---|
| 低所得者 | C | | 低所得者 | オ |
| 低Ⅱ | Ⅱ | 低Ⅱ | Ⅱ | |
| 低Ⅰ | Ⅰ | 低Ⅰ | Ⅰ | |

○「出産費」及び「家族出産費」の金額の変更

「出産費」及び「家族出産費」の産科医療補償制度に未加入の分娩機関での出産における金額が「39万円」から「40万4千円」に変更となります。